

令和4年第4回砂川市議会臨時会  
予算審査特別委員会

令和4年7月21日（木曜日）第1号

開会宣告

正・副委員長の互選

開議宣告

議案第 1号 令和4年度砂川市一般会計補正予算

散会宣告

○出席委員（10名）

委員長 小 黒 弘 君  
委 員 中 道 博 武 君  
佐々木 政 幸 君  
飯 澤 明 彦 君  
沢 田 広 志 君

副委員長 武 田 真 君  
委 員 多比良 和 伸 君  
増 山 裕 司 君  
増 井 浩 一 君  
辻 勲 君  
(議 長 水 島 美喜子)

○欠席委員（1名）

北 谷 文 夫 君

○ 予算審査特別委員会出席者 ○

1. 本委員会に説明のため出席を求めた者

砂 川 市 長 善 岡 雅 文  
教 育 長 高 橋 豊  
砂 川 市 監 査 委 員 栗 井 久 司

2. 砂川市長の委任を受け説明のため出席する者

副 市 長 湯 浅 克 己  
総 務 部 長 者 井 上 守  
兼 会 計 管 理 者  
総 務 部 審 議 監 安 原 雄 二  
兼 D X 推 進 課 長  
総 務 課 長 板 垣 喬 博  
総 務 課 副 審 議 監 齊 藤 史 憲  
市 長 公 室 課 長 小 島 武 史

政策調整課長	玉川晴久
会計課長	堀田一茂
市民部長	河原希之
税務課長	江末孝之
保健福祉部長	安田貢
社会福祉課長	三橋真樹
兼子ども通園センター所長	
介護福祉課長	岡康裕
ふれあいセンター所長	佐藤哲朗
経済部長	中村久人
経済部審議監	東正人
商工労働観光課長	奥山雅喜
商工労働観光課副審議監	櫻田哲也
農政課長	野田勉
開発推進課長	畠山秀樹
建設部長	近藤恭史
土木課長	金泉敏博
土木課副審議監	岩崎賢一
建築住宅課長	斉藤隆史
病院事務局局長	朝日紀博
兼附属看護専門学校事務管理者	
病院事務局次長	山田基
兼医師診療支援室副審議監	
兼附属看護専門学校副審議監	
病院事務局審議監	渋谷和彦
兼経営企画課長	
管理課長	為国泰朗
管理課技術長	大内文雄
管理課副審議監	和田忠成
医事課長	倉島久徳
地域医療連携課長	
兼訪問看護ステーション副審議監	堀下直樹
兼がん相談支援センター副センター長	
教育研修センター副センター長	森田康晴

3. 砂川市教育委員会教育長の委任を受け説明のため出席する者

教育次長	峯田和興
兼学校給食センター所長	

教 育 委 員 会 技 監	德 永 敏 宏
学 務 課 長	是 枝 貴 裕
社 会 教 育 課 長	安 武 浩 美
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	佐 々 木 純 人
公 民 館 長	谷 口 昭 博
兼 函 書 館 長	

4. 砂川市監査委員の委任を受け説明のため出席する者

監 査 事 務 局 長	山 形 讓
-------------	-------

5. 砂川市選挙管理委員会委員長の委任を受け説明のため出席する者

選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 長	井 上 守
選 挙 管 理 委 員 会 事 務 局 次 長	板 垣 喬 博

6. 砂川市農業委員会会長の委任を受け説明のため出席する者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	中 村 一 久
農 業 委 員 会 事 務 局 次 長	野 田 勉

7. 本委員会の事務に従事する者

事 務 局 長	為 国 修 一
事 務 局 次 長	川 端 幸 人
事 務 局 主 幹	斉 藤 亜 希 子
事 務 局 係 長	野 荒 邦 広

開会 午後 2時21分

◎開会宣告

○議長 水島美喜子君 ただいまから予算審査特別委員会を開きます。

◎正・副委員長の互選

○議長 水島美喜子君 お諮りします。

正副委員長の互選については、慣例により私から指名することにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、私から指名いたします。

予算審査特別委員長には小黒弘委員、同副委員長には武田真委員を指名いたします。

休憩 午後 2時22分

〔委員長 小黒 弘君 着席〕

再開 午後 2時23分

◎開議宣告

○委員長 小黒 弘君 直ちに議事に入ります。

○委員長 小黒 弘君 本委員会に付託されました議案第1号 令和4年度砂川市一般会計補正予算を議題とします。

お諮りします。審査の方法としては、歳出を款、項ごとに、続いて歳入の順で審査を行う方法で進めたいと思います。このことにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。

それでは、審査に入ります。

14ページ、第3款民生費、第1項社会福祉費について質疑ありませんか。

増山裕司委員。

○増山裕司委員 社会福祉費について伺います。

先ほど総務部長からご提案は受けたのですが、早口で聞き取れない部分もあったので、大変申し訳ないのですが、もう一度、積算根拠というか、その辺について具体的にお伺いしたいのですが、例えば最初の二重丸の地方創生臨時交付金（原油価格・物価高騰対応）に要する経費のそれぞれの項目についての積算根拠についていま一度ご説明をいただきたいのですが。

○委員長 小黒 弘君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 三橋真樹君 まず、一番初めの生活支援特別給付金でございます。こち

らは、令和3年度の住民税において世帯内に課税されている方がいるために国の令和3年度住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金、1世帯当たり10万円の給付を受けられない世帯がございます。このうち住民税均等割のみ課税されている世帯に対しまして、市独自に1世帯当たり5万円を支給するものでございます。対象世帯を500世帯と見込みまして、係る予算をご提案しているものでございます。

○委員長 小黒 弘君 増山委員、積算根拠と聞かれていますけれども、今のような答弁で続いているのですか。

○増山裕司委員 はい。

○委員長 小黒 弘君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 三橋真樹君 2点目の住民税非課税世帯特別給付金でございます。こちらは、令和3年度の住民税において世帯員全員が非課税であるにもかかわらず、住民税課税者に世帯全員が扶養されているために国の令和3年度住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金、1世帯当たり10万円の給付を受けられなかった世帯がございます。この世帯に対し、市独自に1世帯当たり3万円を支給するものでございます。300世帯と見込みまして、係る経費をご提案しているものでございます。

○委員長 小黒 弘君 増山委員。

○増山裕司委員 今のご説明で非常に分かりやすかったのは市独自でそれぞれ別途支給をするということなのでしょうけれども、この周知の在り方とか進め方についてはどのように考えているのか伺います。

○委員長 小黒 弘君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 三橋真樹君 まず、こちらの国の地方創生臨時特別交付金を活用した市独自の給付金でございますけれども、対象となる世帯の方の申請行為なしで給付金を振り込めるようにしたいと考えております。現在地方創生臨時交付金（原油価格・物価高騰対応分）を活用して市町村が独自に実施する事業につきましては、課税情報や口座情報等を活用することができる特定公的給付に指定されるよう、北海道を通じて国に申請する予定となっております。国の特定公的給付に指定される時期なのですけれども、9月以降と見込まれますことから、これ以降に対象世帯を確定をいたしまして、各世帯には振込先の口座情報を記載した確認書を送付して、返送された後に支給決定通知書を送付の上、指定いただいた口座に振り込む手続きにしたいと考えております。特定公的給付の指定を受けるまでに時間がかかってしまいますので、対象となる世帯をお待たせすることにはなるのですけれども、この指定を受けることによって対象世帯を私どもで事前に審査、確認をした上で個別の案内を発送することができますので、この指定を待った上で手続きをさせていただこうと思います。ですので、対象となる世帯には個別に周知をさせていただく。広報とかホームページには対象となる世帯には別途案内文を発送いたしますというご案内を想定しているところでございます。

○委員長 小黒 弘君 増山委員。

○増山裕司委員 非常に丁寧な進め方を行おうとしていることがよく分かりましたので、一人の漏れもないように頑張っていたきたいと思います。

私は以上で終わります。

○委員長 小黒 弘君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、第2項児童福祉費について質疑ありませんか。

多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 私からは17ページの食材価格高騰対策事業についてなのですが、1人当たり本来であればこれだけ上げなければいけないところを給付するという事なのだろうと思うので、その人数を教えてください。

○委員長 小黒 弘君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 三橋真樹君 こちらは、保育所の昼食、おやつに係る賄い材料に関する予算でございます。まず、賄い材料の状況についてご説明をさせていただこうと思います。本年の4月と5月に支出いたしました賄い材料費を児童1人当たりで算出した場合、月額平均で約4,660円となっております。前年同月と比較をいたしますと月額で360円増額となっております。現在一定程度所得のある保護者の方につきましては、3歳児から5歳児の場合ですと副食費として月額4,000円をご負担をいただいているところでございます。参考までに、ゼロ歳児から2歳児までにつきましては保育料の中で給食費を頂戴しているという状況です。前年同月比で月額360円の増額は、保護者に負担いただいている月額4,000円の副食費の9%増に相当いたします。今回増額の予算として上程をさせていただいたのは実は9%ではございません。11.6%物価が上昇するであろうことを推計をいたしまして、当初予算の11%増となる影響額について増額をさせていただこうという内容でございます。本来副食費につきましては保護者から実費負担いただくものでございますけれども、原油価格、物価高騰などにより家計負担が増大をし、子育て世帯に対して給付金の支給など生活支援を実施している中でございますので、賄い材料の増加分を保護者に求めることはせずに、この国の交付金を一般財源に充当することによりまして保育所で提供する給食の量、栄養価、献立作成などに影響が生じないように対応を図るため、増額を求めるものでございます。

11.6%の上昇率を見込んだことについて説明をさせていただこうと思うのですが、今回教育委員会において学校給食費における影響額を算出しております。当課と同じように今臨時会において増額についてご提案をしておりますけれども、保育所賄い材料については影響額は9%と申し上げましたけれども、学校給食費では本年4月、5月の食材費を基に年間食材費を試算しております。現行単価のまま保護者から給食費を徴収とした場合、保護者負担に対する物価高騰の影響は11.6%増となるという試算がされ

ております。今後も様々な食料費の値上げが予定されていると報じられておりますので、さらなる不可測分を勘案をいたしまして、学校給食費における11.6%の食材費上昇を参考にいたしまして保育所における賄い材料の影響額を算出したというものでございます。

○委員長 小黒 弘君 多比良委員。

○多比良和伸委員 聞いていいかどうかあれなのですけれども、考え方としてはすごいいいです。ただ、時代の情勢というか、まだまだ落ち着きそうにないという雰囲気もあるのですけれども、今後も、次年度以降になるかと思うのですけれども、考え方として今回は給付金があったから何とか自主財源というか、市のお金でというお話でしたけれども、考え方として今後同じようなことができるのか、こういうものがなければ難しかったというところなのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 社会福祉課長。

○社会福祉課長 三橋真樹君 今回国からの交付金を活用して給食費等の増加分に対して子育て支援策としてこの国の交付金を活用してもよいということで国から示されているということもあって、検討したのは事実でございます。今後値上がりしていくのかどうかという状況も注視をさせていただいた上で、予算執行状況も都度確認する中で今後の賄い材料費を保護者からいかように負担をいただくべきなのか、軽減措置が図れるのかは適切に判断をしていきたいと考えております。

○委員長 小黒 弘君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、18ページです。第6款農林費、第1項農業費について質疑ありませんか。

武田真委員。

○武田 真委員 農家緊急支援事業ということで、様々な物資が値上がりしているのは聞き及んでいるのですけれども、具体的にどのような農業資材、先ほど燃料、肥料とありましたけれども、それ以外にもあるのかどうかということと、高騰したということは当然知っているのですけれども、大体どの時点を基準にして算定根拠を定めたのかということと対象者数、これは非常に申請方法が素人的にも難しいような気がするのですけれども、どのような形で申請するのか、申請方法等を含めてまず1回目に伺いたいと思います。

○委員長 小黒 弘君 武田委員、一問一答でしてください。今は受けます。

農政課長。

○農政課長 野田 勉君 それでは、内容について説明させていただきたいと思います。

今回の事業につきましては、燃油と生産資材ということで肥料を対象としています。燃油につきましては、トラクター等で使います軽油を対象としています。まず、時期につきましては、燃油は令和3年度と4年度の比較、肥料は価格改定が行われましたので、価格改定前と価格改定後で比較しております。金額につきましては、農業協同組合から提供いただいて算出しております。

それから、対象者数でございますが、実人数でいきますと今のところ143名が対象となる見込みであります。これは、砂川全体の農家の中から、販売農家、物を売って生産している方のみを対象とする予定でございます。

○委員長 小黒 弘君 武田委員。

○武田 真委員 そうしますと、各農家さんによって使用している資材、あるいは軽油の使用量等は非常に多岐にわたるのかと思うのですけれども、申請方法が非常に複雑になるのかと思うのですけれども、具体的に例えば簡易化するのか、あるいは個別の資材に応じた厳密な算定をもって申請するのか、いろいろ考え方はあると思うのですけれども、今般はどのような形で申請をするのか伺いたいです。

○委員長 小黒 弘君 農政課長。

○農政課長 野田 勉君 それでは、まず単価等、そういったものの内容を説明したいと思います。

まず、単価の算出方法ですが、5種類の区分にしました。水稻、ソバと露地野菜、これはタマネギを除きますが、それとタマネギ、それと施設園芸、それから飼料用作物、この5区分にして単価を設定しております。各作物の10アール当たりの影響額を算出しております。これは、人によって様々違いますので、標準的に使う肥料と標準的に使う燃料の使用量、これを10アール当たり算出していただきまして、それぞれの価格差掛ける10アール当たりの使用量、それぞれを足したもので影響額を出しております。その一部を支援するという形で考えています。単価を言いますと、水稻で2,000円、ソバ、露地野菜で1,000円、タマネギで4,000円、施設園芸で3,500円、飼料用作物で1,500円、これは全て10アール当たりの単価でございます。それぞれの生産者の面積に対してその単価を掛け、算出して支給する予定でございます。ただし、青天井ではございませんで、上限は50万円ということで設定しております。

○委員長 小黒 弘君 武田委員。

○武田 真委員 そうしますと、今のお話だと50万円に達してしまったら、それ以上幾らかかったとしても打ち止めになってしまうということで、その確認だけ。

○委員長 小黒 弘君 農政課長。

○農政課長 野田 勉君 今のところ算出して人数も示しますと、今の仮定でございますけれども、6名が50万円以上に達するかもしれませんが、その方については50万円が上限ということで支払う予定となっております。

○委員長 小黒 弘君 他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、20ページ、第7款商工費、第1項商工費について質疑ありませんか。

多比良和伸委員。

○多比良和伸委員 先ほどの提案説明で分かってはいるのですけれども、今回の予算の積

算根拠です。対象業種、どれぐらいの数の事業者を見越しているのかを教えてくださいと思います。

○委員長 小黒 弘君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 奥山雅喜君 このたびの中小企業緊急支援事業、原油価格高騰等緊急支援給付金の積算について、あと対象業種というご質問をいただきました。

対象業種につきましては、全業種と考えております。このたびの本給付金につきましては、北海道が実施する道内事業者等事業継続緊急支援金の支給決定を受けたことを要件としております。昨年の5月、6月、そして7月、8月に緊急事態宣言を受けまして、そのときに市としましては売上減少20%以上ダウンしたところにつきまして特別支援金という形で給付金を給付させていただきました。そのときに110事業者から申請をいただきました。そちらの給付金につきましても全業種を対象としておりました。110事業者プラスそのときの緊急事態宣言において時短要請を受けて協力支援金を国からいただいた事業者については66事業者いらっしゃいましたので、176事業者がいらっしゃいました。こちらの176の事業者さんの法人、そして個人事業主の割合を勘案しまして基本額というのを考えています。また、今回加算額を設ける予定でありまして、主に燃料等の影響の大きい事業者さんには加算額を支給するという考えでいます。加算額につきましては、先ほどの176事業者さんの約5割が大きな影響があるであろうと考えておりました。これまで商工会議所、そして金融機関等関係団体と情報交換をさせていただきながら、業種ですとか事業規模ですとか、そのようなことを勘案して今回の2,200万円という予算を積算させていただきました。

○委員長 小黒 弘君 多比良委員。

○多比良和伸委員 ありがとうございます。具体的に実際の給付金額の幅を教えてくださいですけれども。

○委員長 小黒 弘君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 奥山雅喜君 このたびの給付金の給付額の幅ということでございます。

まず、売上減少20%以上になった事業者さんにつきましては、北海道の道内事業者等事業継続緊急支援金に申請をしていただきます。こちらの申請で支給決定になると法人は10万円、そして個人事業主は5万円支給されます。その支給決定書をもって本給付金に申請をしていただくことになるのですけれども、法人につきましては道からまず10万円、そして市から10万円、先ほどご説明いたしました加算額につきましては1万円以上20万円までとしておりますので、法人につきましては最大40万円の支給になろうかと考えております。一方、個人事業主につきましては、道から5万円、市から5万円、そして燃料費についての加算については法人と同じ額で考えておりますので、プラス20万円ということで、個人事業主の方につきましては最大30万円の支給になると考えているところ

でございます。

○委員長 小黒 弘君 多比良委員。

○多比良和伸委員 加算に関しては、分かりやすい積算、誰が見ても分かりやすいような感じ、イメージが湧かないのですけれども、具体的に教えてもらってもいいですか。

○委員長 小黒 弘君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 奥山雅喜君 加算する燃料費などの対象なのですが、こちらは事業活動に使われている重油、ガソリン、軽油、灯油、LPプロパンガス、電気を考えております。また、こちらについては、領収書ですとか、あと帳簿ですとか、引き落としの分かる通帳など、それは会社さん、事業者さんの資料に対応していきたいと、そのように考えているところでございます。

○委員長 小黒 弘君 多比良委員。

○多比良和伸委員 それは、申請方法みたいな感じですよ。その線引きがよく分からなくて、電気、ガス、水道、光熱関係のトータルの金額によって加算が決まっているのか、その辺教えてください。

○委員長 小黒 弘君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 奥山雅喜君 大変申し訳ございません。

加算額の考え方でございますけれども、こちらは本年1月から7月までのうち、任意の2か月の燃料費等の合計額から昨年同月の燃料費等の合計額を差し引いた分の2分の1、つまり1か月分になります。1万円以上20万円までを加算し、支給するという考えでございます。

○委員長 小黒 弘君 多比良委員。

○多比良和伸委員 任意の月の昨年同月比の燃料価格の高騰分に相当する額の2分の1、分かりました。

あとは申請の案内なのですが、基本的には176事業所には個別に通知とかするのでしょうか、それとも全体的な案内という感じになるのですか。

○委員長 小黒 弘君 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長 奥山雅喜君 事業者の皆様への周知についてでございます。

積算については、昨年度の売上減少された事業者さんの数をもって推計をさせていただいているところでありますけれども、あくまでも全業種を対象としておりますので、これまで同様、市のホームページですとか商工会議所さんのホームページに掲載していただいたり、会議所さんの「ななかまど」に掲載をしていただいたり、チラシを配布していただいたり、また金融機関でも取引事業者さんを回っていただいておりますので、チラシを配布していただいていることもこの間続けております。また事業者訪問も継続して実施しておりますし、各団体において少し時間をいただいてPRもさせていただいておりますので、そのような形で周知を図っていききたいと考えているところでございます。

○委員長 小黒 弘君 商工費、他にご発言ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、22ページ、第10款教育費、第3項中学校費について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、第6項給食センター費について質疑ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、続いて歳入に入ります。8ページから12ページまで質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これで質疑を終わります。

続いて、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これより、議案第1号を採決いたします。

本案を、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認め、原案のとおり可決されました。

#### ◎散会宣告

○委員長 小黒 弘君 以上で本委員会に付託されました議案第1号の議案の審査を全て終了いたしました。

これで予算審査特別委員会を散会いたします。

散会 午後 2時50分

委 員 長